

令和 7 年度

第 1 種放射線取扱主任者試験

問題と解答例

法令

解答例は公益社団法人日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会が解答の一案として作成したもので

※解答例作成者注

- ・本解答例では、法令および告示等について次のとおりその名称を省略します。

法：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）

令：放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 259 号）

則：放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年總理府令第 56 号）

数量告示：放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成 12 年 10 月 23 日科学技術庁

告示第 5 号）

放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射性同位元素等規制法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の『　』内の文章は、放射性同位元素等規制法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は（　）つきの算用数字で表す。条文は間に応じて、漢字をひらがな、上下を左右などにおきかえ、また、一部を省略して示す。

次の各問について、5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 用語の定義に関する次の文章の A ~ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(8) 放射線業務従事者 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、 A 又はこれに付随する業務（以下 B という。）に従事する者であって、 B に立ち入るもの』

	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C
1	管理	取扱等業務	放射線施設
2	防護	取扱等業務	防護区域
3	放射線管理	放射線取扱業務	管理区域
4	防護	放射線取扱業務	防護区域
5	管理	取扱等業務	管理区域

〔解答〕 5

〔解説〕 則第1条（用語の定義）第8号

則第1条第8号に対する穴埋め問題である。放射線業務従事者について定義されている。

問2 次のうち、放射性同位元素を業として賃貸しようとする者（表示付特定認証機器のみを業として賃貸する者を除く。）が、原子力規制委員会への届書の正本に添えなければならない書類として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射線障害を防止するために講ずる措置を記載した書面
- B 法人にあっては、登記事項証明書
- C 賃貸の業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを明らかにする書面
- D 予定事業開始時期、予定事業期間及び放射性同位元素の種類ごとの最大賃貸予定数量（予定事業期間中の任意の時点において現に賃貸していることが予定される数量のうち最大のもの）を記載した書面

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

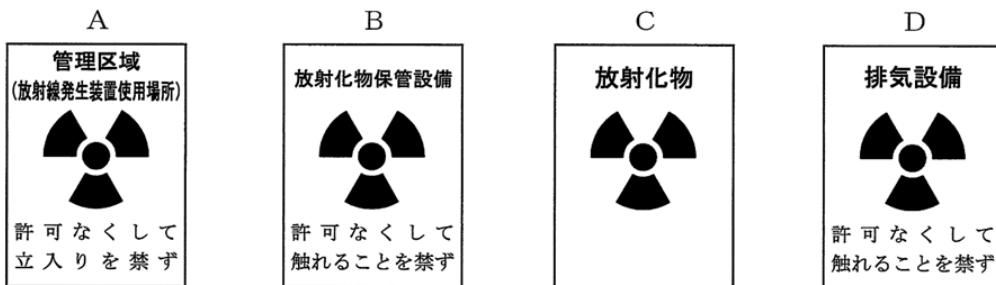
〔解答〕4

〔解説〕則第6条(販売及び賃貸の業の届出)

賃貸の業の届出に関する問題である。

- A: 誤 定められていないので間違いである。
B: 誤 定められていないので間違いである。
C: 誤 定められていないので間違いである。
D: 正 則第6条第2項。

問3 次の標識のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は産業標準化法の日本産業規格によるものとし、その大きさは放射性同位元素等規制法上で定めるものとする。



- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

〔解答〕1

〔解説〕則第14条の7(使用施設の基準)第1項第9号、則第14条の11(廃棄施設の基準)第1項第10号、第3項第5号、則第15条(使用の基準)第1項第13号、則別表第1(第14条の7~第14条の11、第15条、第19条関係)

法令に定める標識に関する問題である。法第6条(使用の許可の基準)、法第7条(廃棄の業の許可の基準)、法第10条(使用施設等の変更)に規定する許可の基準には則で定める技術上の基準に適合することとあり、標識に係るその具体的な基準が則第14条の7~第14条の11、第15条、第19条に規定されている。標識に記載する語句は則別表第1にあり、区分、標識、大きさ、標識を付ける箇所が定められている。

A: 正 則第15条第1項第13号。法第10条第6項の規定により使用の場所の変更を届け出て行う放射線発生装置の使用の場所に係る管理区域には、則別表第1に基づき、上部に「管理区域」の文字およびその真下に「(放射線発生装置使用場所)」の文字を、下部に「許可なくして立入りを禁ず」の文字を記入した標識を付することが定められている。

B: 誤 則第14条の7第1項第9号。放射化物保管設備には、則別表第1に基づき、上部に「放射化物保管設備」の文字を、下部に「許可なくして立入りを禁ず」の文字を記入することと定められている。図の標識は下部に「許可なくして触れることを禁ず」とあるため、B

は間違いである。

- C：正 則第14条の7第1項第9号。放射化物保管設備に備える容器には、則別表第1に基づき、上部に「放射化物」の文字を記入した標識を付することが定められている。
- D：正 則第14条の11第1項第10号。排気設備には、則別表第1に基づき、上部に「排気設備」の文字を、下部に「許可なくして触れることを禁ず」の文字を記入した標識を付することと定められている。

問4 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 作業室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えること。
- B 作業室に設けるフード、グローブボックス等の気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の広がりを防止する装置は、排気設備に連結すること。
- C 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。
- D 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

〔解答〕5

〔解説〕則第14条の7（使用施設の基準）第1項第4号

使用施設の技術上の基準に関する問題である。正しい選択肢は条文通りの記述である。

- A：誤 定められていないので間違いである。作業室ではなく汚染検査室の基準（則第14条の7第1項第5号ハ）である。
- B：正 則第14条の7第1項第4号ハ。
- C：正 則第14条の7第1項第4号ロ。
- D：正 則第14条の7第1項第4号イ。

問5 貯蔵施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。
- B 貯蔵施設には、出入りする者を常時監視するための設備を設けること。
- C 貯蔵施設の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- D 貯蔵施設は、その主要構造部等を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 BとD

〔解答〕2

〔解説〕則第14条の9(貯蔵施設の基準)

貯蔵施設の技術上の基準に関する問題である。正しい選択肢は条文通りの記述である。

A: 正 則第14条の9第1号。

B: 誤 定められていないので間違っている。

C: 正 則第14条の9第5号。

D: 誤 貯蔵施設では定められていないので間違っている。使用施設や廃棄施設では同基準が定められているので注意が必要である。

問6 廃棄施設の基準に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第14条の11

(4) 口 放射線発生装置の使用に係る排気設備は、当該放射線発生装置の [A] 期間 (当該放射線発生装置の使用をする室内に人がみだりに入ることを防止する [B] を設ける場合にあっては、当該 [B] により人を立ち入らせないこととしている期間を除く。) における当該放射線発生装置の使用をする [C] において、当該放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。』

	[A]	[B]	[C]
1	運転中の	インターロック	室内の空気中
2	運転中の	自動表示灯	室内の空気中
3	運転を停止している	インターロック	室内の空気中
4	運転を停止している	自動表示灯	施設の排気口
5	運転を停止している	インターロック	施設の排気口

〔解答〕3

〔解説〕則第14条の11(廃棄施設の基準)第1項第4号口

則第14条の11第1項第4号口に対する穴埋め問題である。

問7 許可の条件に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第8条 第3条第1項本文又は第4条の2第1項の許可には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、[A]を防止するため必要な[B]に限り、かつ、許可を受ける者に[C]を課すこととならないものでなければならない。』

	A	B	C
1	放射線影響	最小限度のもの	制限
2	放射線影響	防護方法	制限
3	放射線障害	最小限度のもの	不当な義務
4	放射線障害	防護方法	不当な義務
5	放射線影響	最小限度のもの	不当な義務

〔解答〕 3

〔解説〕 法第 3 条（使用の許可）第 1 項、法第 4 条の 2（廃棄の業の許可）第 1 項、法第 8 条（許可の条件）

法第 8 条に対する穴埋め問題である。法第 3 条第 1 項又は法第 4 条の 2 第 1 項の許可に付することができる条件について定められている。

問 8 1 個当たりの数量が 370 ギガベクレルの密封されたイリジウム 192 を装備した非破壊検査装置のみ 1 台を使用している者が、非破壊検査の目的のため、事業所の外において一時的に使用の場所を変更して当該装置を使用する場合に、あらかじめ、原子力規制委員会に対してとるべき手続きに関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものはどれか。なお、イリジウム 192 の特別形放射性同位元素等である場合の数量（ A_1 値）は、1 テラベクレルである。また、その下限数量は、10 キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- 1 許可使用に係る新たな認可を受けなければならない。
- 2 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出をしなければならない。
- 3 許可使用に係る軽微な変更の届出をしなければならない。
- 4 届出使用に係る使用の場所の一時的変更の報告をしなければならない。
- 5 届出使用に係る変更の届出をしなければならない。

〔解答〕 2

〔解説〕 法第 3 条（使用の許可）、法第 10 条（使用施設等の変更）第 6 項、令第 3 条（使用の許可の申請）、令第 9 条（許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出）第 1 項、則第 9 条の 2（変更の許可を要しない軽微な変更）、数量告示第 3 条（使用の場所の変更の都度許可を要しない数量等）

法第 10 条第 6 項に定める許可使用者が一時的に使用の場所を変更して使用する場合について、令第 9 条第 1 項で定める目的（地下検層、河床洗掘調査、展覧・展示又は講習のためにする実演、機械・装置等の校正検査、物の密度・質量又は組成の調査で原子力規制委員会が指定するもの（平成 3 年 11 月 15 日科学技術庁告示第 9 号）について）のため一時的に使用をする場合において、使用の場所を変更しようとする時には届出が必要であると定められている。この場合の数量については令第 9 条第 1 項、数量告示第 3 条で定められており、その範囲であれば届出のみでよく、新たな認可を

受ける必要はない。イリジウム 192 の下限数量は 10 キロベクレルであり、その 1,000 倍を超える 370 ギガベクレルの密封されたイリジウム 192 を使用する者は許可使用者である（法第 3 条、令第 3 条）。密封線源は特別形放射性同位元素等（平成 2 年 11 月 28 日科学技術庁告示第 7 号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）第 2 条）に含まれ、密封されたイリジウム 192 について、使用の場所の変更の許可を要しない数量（令第 9 条第 1 項、数量告示第 3 条、平成 2 年 11 月 28 日科学技術庁告示第 7 号別表第 1 第 2 欄の A1 値）は 1 テラベクレルである。よって、あらかじめ届け出れば、370 ギガベクレルの密封されたイリジウム 192 を非破壊検査の目的のために事業所の外において一時的に使用の場所を変更して当該装置を使用することができる。

- 1 : 誤 新たな認可を受ける必要はない。
- 2 : 正 法第 10 条第 6 項、令第 9 条第 1 項、数量告示第 3 条、平成 2 年 11 月 28 日科学技術庁告示第 7 号。
- 3 : 誤 則第 9 条の 2 で定める軽微な変更に、一時的に使用の場所を変更して装置を使用する場合は含まれていない。
- 4 : 誤 許可使用に係る使用場所の一時的変更の届出をしなければならない。
- 5 : 誤 許可使用に係る使用場所の一時的変更の届出をしなければならない。

問 9 許可使用者が行う使用施設等の変更に関する次の記述のうち、原子力規制委員会の許可を受けなければならない場合として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 数量が 3 テラベクレルを超えない密封された放射性同位元素を地下検層の目的のため、事業所の外において一時的に使用の場所を変更して使用する場合
- B 容量が 20 立方メートルの鉄筋コンクリート製の排水浄化槽を、同じ容量のステンレス製の排水浄化槽に変更する場合
- C 放射線発生装置 3 台のうち、1 台の使用の目的を変更する場合
- D 事業所内にある独立した 2 つの廃棄施設のうち、一方の廃棄施設のみを廃止する場合

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

〔解答〕 3

〔解説〕 法第 3 条（使用の許可）第 2 項、法第 10 条（使用施設等の変更）第 2 項、第 6 項、令第 9 条（許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出）第 1 項、則第 9 条の 2（変更の許可を要しない軽微な変更）

使用施設等の変更の際、許可使用者が行う手続きに関する問題である。法第 10 条第 2 項に、許可使用者は、法第 3 条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項の変更（法第 10 条第 6 項の規定に該当するものを除く）をしようとするときは許可を受けなければならないが、その変更が則第 9 条の 2 で定める軽微なものであるときは、この限りでないと定められている。

A : 誤 法第 10 条第 6 項、令第 9 条第 1 項、数量告示第 3 条より、あらかじめ届出が必要であるが許可を受けることは定められていないので間違いである。

- B: 正 法第3条第2項第7号にあたる排水浄化槽の材質を変更する場合は、変更の許可を要しない軽微な変更に該当せず、許可を受けなければならない。
- C: 正 法第3条第2項第3号にあたる放射線発生装置の使用の目的を変更する場合は、変更の許可を要しない軽微な変更に該当せず、許可を受けなければならない。
- D: 誤 則第9条の2第4号にあたる廃棄施設の廃止は、変更の許可を要しない軽微な変更に該当する。

問10 許可証の再交付に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- B 許可証を汚した者が許可証再交付申請書を提出する場合には、その許可証をこれに添えなければならない。
- C 許可証を失った者で許可証の再交付を受けたものは、失った許可証を発見したときは、速やかに、再交付された許可証を原子力規制委員会に返納しなければならない。
- D 許可証を失ったときは、30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

〔解答〕2

〔解説〕法第12条(許可証の再交付)、則第14条(許可証の再交付)

許可証の再交付に関する問題である。

- A: 正 則第14条第1項。
- B: 正 則第14条第2項。
- C: 誤 則第14条第3項。許可証を失った者で許可証の再交付を受けたものは、失った許可証を発見したときは、速やかに発見した許可証を原子力規制委員会に返納しなければならない。返納するのは再交付された許可証ではないため、間違いである。
- D: 誤 定められていないので間違いである。

問11 次のうち、表示付認証機器を販売しようとする者が、当該表示付認証機器ごとに添付しなければならない文書に記載する事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 当該機器について法の適用がある旨
- B 実施した耐火試験の結果
- C 法第12条の4第1項の認証機器製造者等の連絡先
- D 設計認証に関する事項を掲載した原子力規制委員会のホームページアドレス

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

〔解答〕1

〔解説〕則第14条の6(添付文書)

表示付認証機器を販売する際に添付する書類に関する問題である。法第12条の6(認証機器の表示等)に定める表示付認証機器等を販売しようとする者が当該表示付認証機器に添付しなければならない文書については、原子力規制委員会規則(則第14条の6)に定めるとある。則第14条の6に、法第12条の6に定める文書について第1号から第3号に掲げる事項を記載することが示されている。なお、同条には、そのほかに別記様式第4、第36(表示付認証機器の場合に限る。)、第37の添付も規定されていることに注意すること。

- A: 正 則第14条の6第1号。
 B: 誤 そのような規定はない。
 C: 正 則第14条の6第2号。
 D: 正 則第14条の6第3号。

問12 新たに許可使用者となった者のうち、放射性同位元素等規制法上、施設検査の対象となるものの組合せは、次のうちどれか。ただし、下限数量は、放射線を放出する同位元素の種類に応じて、下表に掲げる数量であり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- A 密封されていないトリチウムのみを使用する者であって、10テラベクレルの貯蔵能力の貯蔵施設を有するもの
 B 密封されていないヨウ素131のみを使用する者であって、10テラベクレルの貯蔵能力の貯蔵施設を有するもの
 C 密封されていないセシウム137(放射平衡中の子孫核種を含む。)のみを使用する者であって、10ギガベクレルの貯蔵能力の貯蔵施設を有するもの
 D 密封されていないアメリシウム241のみを使用する者であって、10メガベクレルの貯蔵能力の貯蔵施設を有するもの

放射線を放出する同位元素の種類		数量 (Bq)
核種	化学形等	
³ H		1×10^9
¹³¹ I		1×10^6
¹³⁷ Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^4
²⁴¹ Am		1×10^4

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

〔解答〕3

〔解説〕法第12条の8(施設検査)第1項、令第13条(施設検査等を要しない放射性同位元素等)

第2項、数量告示第1条（放射線を放出する同位元素の数量及び濃度）第2号、同別表第1（第1条関係 放射線を放出する同位元素の数量及び濃度）

施設検査を必要とする許可使用者に関する問題である。法第12条の8第1項に施設検査を要する許可使用者として、貯蔵する放射性同位元素の密封の有無に応じて政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を設置するものという規定がある。この法第12条の8第1項に規定する貯蔵能力は、令第13条第2項に、密封されていない放射性同位元素にあってはその種類ごとに下限数量に10万を乗じて得た数量と示されている。密封されていない放射性同位元素の下限数量は数量告示第1条第2号に別表第1に規定するとあるので、核種ごとの数量と濃度を確認し、10万を乗じた数量で評価する。なお、本問では該当核種の下限数量は表として提示してある。密封された放射性同位元素の貯蔵能力については、令第13条第2項に一律10テラベクレルであることが示されている。

A：誤 密封されていない³Hの下限数量は 1×10^9 ベクレルであり、それに10万を乗ずると貯蔵能力は 1×10^{14} ベクレル=100テラベクレルとなる。10テラベクレルの³Hはこの値を下回っているので施設検査を要しない。

B：正 密封されていない¹³¹Iの下限数量は 1×10^6 ベクレルであり、それに10万を乗ずると貯蔵能力は 1×10^{11} ベクレル=0.1テラベクレルとなる。10テラベクレルの¹³¹Iはこの値を上回っているので施設検査を要する。

C：正 密封されていない¹³⁷Csの下限数量は 1×10^4 ベクレルであり、それに10万を乗ずると貯蔵能力は 10^9 ベクレル=1ギガベクレルとなる。10ギガベクレルの¹³⁷Csはこの値を上回っているので施設検査を要する。

D：誤 密封されていない²⁴¹Amの下限数量は 1×10^4 ベクレルであり、それに10万を乗ずると貯蔵能力は 10^9 ベクレル=1000メガベクレルとなる。10メガベクレルの²⁴¹Amはこの値を下回っているので施設検査を要しない。

問13 特定許可使用者又は許可廃棄業者の区分に応じ、設置時施設検査に合格した日から次の定期検査を受けるまでの期間に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封されていない放射性同位元素のみを使用する特定許可使用者は、3年内に定期検査を受けなければならない。
- B 放射性汚染物を取り扱う許可廃棄業者は、3年内に定期検査を受けなければならない。
- C 密封された放射性同位元素のみを使用する特定許可使用者は、5年内に定期検査を受けなければならない。
- D 放射線発生装置のみを使用する特定許可使用者は、5年内に定期検査を受けなければならない。

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

〔解答〕5

〔解説〕法第12条の9（定期検査）第1項、第2項、令第14条（定期検査の期間）

定期検査の期間に関する問題である。法第12条の9第1項に特定許可使用者、第2項に許可廃棄業者に関する規定される定期検査について、令第14条第1号に、その期間は、設置時施設検査に合格した日又は前回の定期検査を受けた日から3年以内と規定されている。一方、同号除外規定に定めのある密封された放射性同位元素又は放射線発生装置のみの使用をするものについては、同条第2号に、設置時施設検査に合格した日又は前回の定期検査を受けた日から5年以内と規定されている。

- A：正 令第14条第1号。
- B：正 令第14条第1号。
- C：正 令第14条第2号。
- D：正 令第14条第2号。

問14 次の放射性同位元素の表面密度限度として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。ただし、放射性同位元素には、放射平衡中の子孫核種を含まないものとする。

放射性同位元素	表面密度限度[Bq/cm ²]
A サマリウム 147	40
B ポロニウム 210	40
C アスタチン 211	4
D アクチニウム 225	4

- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

〔解答〕4

〔解説〕数量告示第8条（表面密度限度）、同別表第4（第8条関係 表面密度限度）

表面密度限度に関する問題である。数量告示別表第4にアルファ線放出核種の表面密度限度は4Bq/cm²、それ以外の核種の表面密度限度は40Bq/cm²と定められている。なお、本問であげられている核種は全てアルファ線放出核種である。

- A：誤 サマリウム 147はアルファ線放出核種であり表面密度限度は4Bq/cm²。
- B：誤 ポロニウム 210はアルファ線放出核種であり表面密度限度は4Bq/cm²。
- C：正 アスタチン 211はアルファ線放出核種であり正しい。
- D：正 アクチニウム 225はアルファ線放出核種であり正しい。

問15 L型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものはどれか。

- 1 外接する直方体の各辺が10センチメートル以上であること。
- 2 周囲の圧力を60キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。
- 3 構成部品は、摂氏零下40度から摂氏70度までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りで

ない。

- 4 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、
容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。
- 5 弁が誤って操作されないような措置が講じられていること。

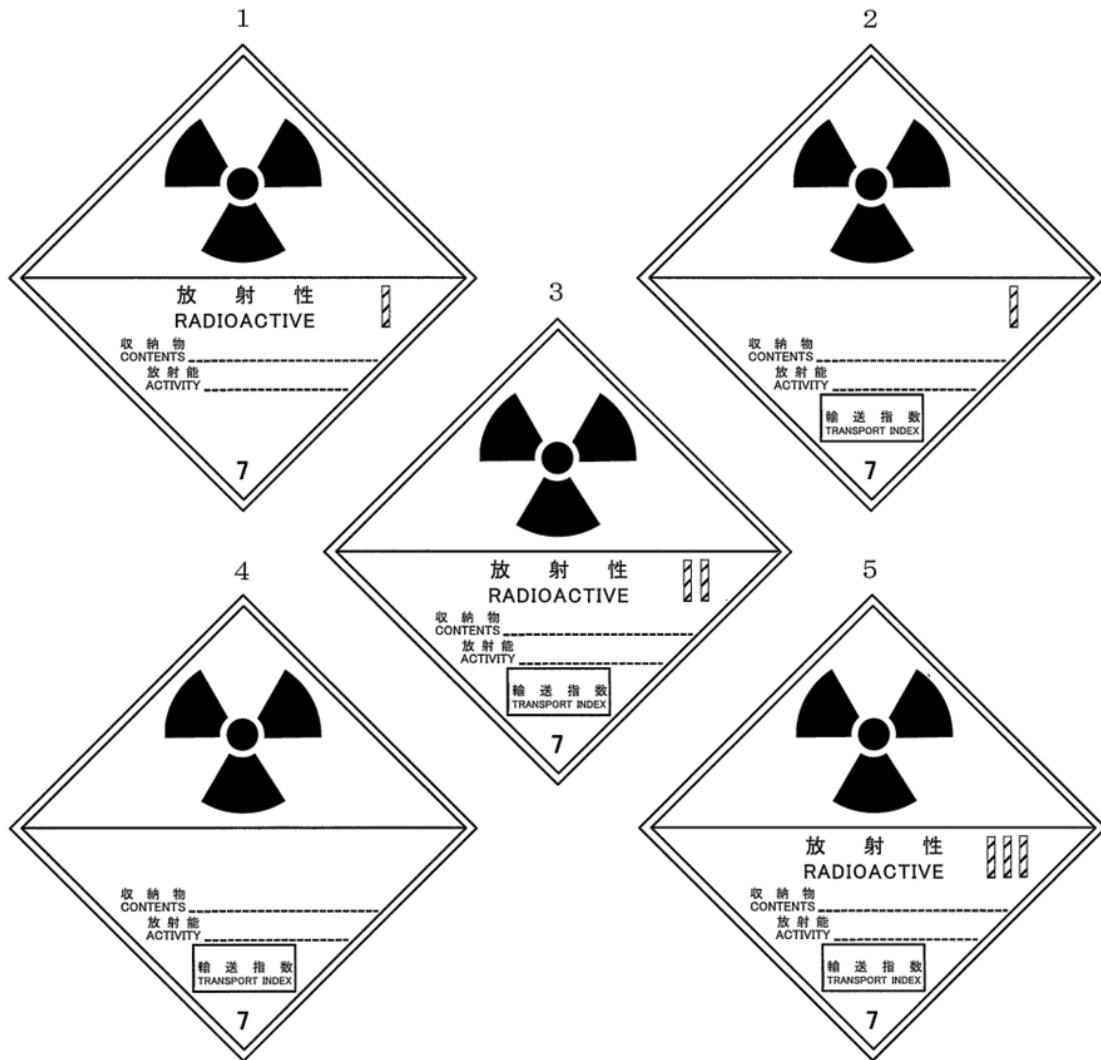
〔解答〕 5

〔解説〕 則第 18 条の 4 (L 型輸送物に係る技術上の基準)

L 型輸送物に係る技術上の基準に関する問題である。則第 18 条の 3 (放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬) 第 1 項第 1 号に定める L 型輸送物の技術上の基準については、則第 18 条の 4 各号に定められている。

- 1 : 誤 そのような規定はない。なお、これは則第 18 条の 5 第 2 号に定める A 型輸送物の基準である。
- 2 : 誤 そのような規定はない。なお、これは則第 18 条の 5 第 5 号に定める A 型輸送物の基準である。
- 3 : 誤 そのような規定はない。なお、これは則第 18 条の 5 第 4 号に定める A 型輸送物の基準である。
- 4 : 誤 そのような規定はない。なお、これは則第 18 条の 5 第 3 号に定める A 型輸送物の基準である。
- 5 : 正 則第 18 条の 4 第 5 号。

問 16 次の標識のうち、放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準により、表面における 1 センチメートル線量当量率の最大値が 5 マイクロシーベルト毎時を超えない放射性輸送物に取り付けるものとして、放射性同位元素等規制法上定められているものはどれか。ただし、この場合、標識の大きさと色彩は放射性同位元素等規制法上で定めるものとし、放射性輸送物は L 型輸送物でないものとする。



〔解答〕 1

〔解説〕 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成 2 年 11 月 28 日 科学技術庁告示第 7 号）第 24 条（標識又は表示）第 1 号、別記第 10（第 24 条関係）

放射性同位元素等を工場又は事業所の外で運搬する際の輸送物に取り付ける表示に関する問題である。法第 18 条（運搬に関する確認等）第 1 項に定める運搬時に必要な措置について、則第 18 条の 13（簡易運搬に係る技術上の基準）各号で技術的基準が定められており、同条第 7 号に、運搬物に取り付ける標識についての規定がある。その規定の詳細については、告示第 24 条第 1 号に掲げる表

に、表面における 1 センチメートル線量当量率の最大値が 5 マイクロシーベルト毎時を超えない放射性輸送物に取り付ける標識は、別記第 10 に掲げる第一類白標識と定められている。

- 1: 正 告示別記第 10。
- 2: 誤 放射性 RADIOACTIVE の記載がない。また、規定されていない輸送指数 TRANSPORT INDEX の記載がある。
- 3: 誤 放射性 RADIOACTIVE の右横の斜線の矩形の表示が 2 本となっているが、正しくは 1 本である。また、規定されていない輸送指数 TRANSPORT INDEX の記載がある。
- 4: 誤 放射性 RADIOACTIVE の記載がない。規定されていない輸送指数 TRANSPORT INDEX の記載がある。斜線の矩形の表示がない。
- 5: 誤 規定されていない輸送指数 TRANSPORT INDEX の記載がある。斜線の矩形が 3 本となっているが、正しくは 1 本である。

問 17 廃棄の基準に関する次の文章の下線部の原子力規制委員会が定める期間について、放射性同位元素等規制法上定められているものは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 19 条 許可使用者及び許可廃棄業者に係る法第 19 条第 1 項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（第 3 項に係るものを除く。）については、次に定めるところによるほか、第 15 条第 1 項第 3 号、第 4 号から第 10 号まで、第 11 号及び第 12 号の規定を準用する。

- （13）固体状の放射性同位元素等は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- イ 焼却炉において焼却すること。
 - ロ 容器に封入し、又は固型化処理設備においてコンクリートその他の固型化材料により容器に固型化して保管廃棄設備において保管廃棄すること。
 - ハ 第 14 条の 11 第 1 項第 8 号ハただし書に該当する場合には、保管廃棄設備において保管廃棄すること。
 - ニ 陽電子断層撮影用放射性同位元素又は陽電子断層撮影用放射性同位元素によって汚染された物（以下「陽電子断層撮影用放射性同位元素等」という。）については、当該陽電子断層撮影用放射性同位元素等以外の物が混入し、又は付着しないように封及び表示をし、当該陽電子断層撮影用放射性同位元素の原子の数が 1 を下回ることが確実な期間として原子力規制委員会が定める期間を超えて管理区域内において保管廃棄すること。』

- 1 封をした日から起算して 7 日間とする。
- 2 封をした日の翌日から起算して 7 日間とする。
- 3 封をした日から起算して 10 日間とする。
- 4 封をした日の翌日から起算して 10 日間とする。
- 5 封をした日から起算して 30 日間とする。

〔解答〕 1

〔解説〕数量告示第 16 条の 3 (陽電子断層撮影用放射性同位元素等の保管廃棄期間)

陽電子断層撮影用放射性同位元素等の保管廃棄期間に関する問題である。法第 19 条(廃棄の基準等)第 1 項で定める放射性同位元素等の廃棄の基準については、則第 19 条(廃棄の基準)第 1 項各号に定められており、同項第 13 号ニに定める陽電子断層撮影用放射性同位元素等の保管廃棄に必要な期間は数量告示第 16 条の 3 に、封をした日から起算して 7 日間とすると定められている。

- 1: 正 数量告示第 16 条の 3。
- 2: 誤 起算日は封をした日の翌日ではなく封をした日である。
- 3: 誤 10 日間ではなく 7 日間である。
- 4: 誤 起算日は封をした日の翌日ではなく封をした日である。また、10 日間ではなく 7 日間である。
- 5: 誤 30 日間ではなく 7 日間である。

問 18 実効線量の算定に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 外部被ばくによる実効線量を算定する場合、1 メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含めること。
- B 4 月 1 日を始期とする 1 年間についての実効線量は、外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる実効線量との和とする。
- C 2 種類以上の放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取したときは、それぞれの種類につき算出した実効線量の和を内部被ばくによる実効線量とする。
- D 告示別表第 2 (放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空気中濃度限度等) に掲げる化学形等のうち、サブマージョンに区分された放射性同位元素によって被ばくした場合、外部被ばくによる実効線量を考慮すること。

1 ACD のみ 2 AB のみ 3 BC のみ 4 D のみ 5 ABCD すべて

〔解答〕 5

〔解説〕数量告示第 19 条 (内部被ばくによる線量の測定) 第 2 項、第 20 条 (実効線量及び等価線量の算定) 第 1 項、第 24 条 (診療上の被ばくの除外等)、別表第 2 (第 7 条、第 14 条及び第 19 条関係 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空気中濃度限度等)

実効線量の算定に関する問題である。実効線量の算定に関しては数量告示に規定されているが、実効線量は外部被ばくと内部被ばくの和で計算するので、複数の条文にわたる記載内容を参照する必要がある。また、考慮する期間等も定められていることに注意する。なお、別表第 2 第 1 欄化学形等に表現のあるサブマージョンについては、告示内に説明がないが、体内への取込みがほとんどない化学形を意味する言葉である。よって、内部被ばくではなく外部被ばくを考慮する。このことについては、別表第 2 第 1 欄の化学形等の欄で[サブマージョン]と記載された行の第 2 欄(吸入摂取した場合の実効線量係数)と第 3 欄(経口摂取した場合の実効線量係数)がそれぞれ空欄になっていることから、内部被ばくを考慮しなくてもよいことがわかる。

A: 正 数量告示第 24 条。

- B : 正 数量告示第 20 条第 1 項。
- C : 正 数量告示第 19 条第 2 項。
- D : 正 数量告示別表第 2。

問 19 放射線障害予防規程に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射線発生装置のみを使用する許可使用者は、放射線発生装置を使用施設に設置する前に、放射線障害予防規程を作成し、使用の開始の日から 30 日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- B 届出使用者は、放射性同位元素の使用を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 届出販売業者（表示付認証機器のみを販売する者を除く。）は、放射性同位元素の販売の業を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 表示付認証機器のみを賃貸する届出賃貸業者は、賃貸の業を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、賃貸の業の開始の日から 30 日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 ACD のみ 2 AB のみ 3 AD のみ 4 BC のみ 5 BCD のみ

〔解答〕 4

〔解説〕 法第 21 条（放射線障害予防規程）第 1 項

放射線障害予防規程を作成し届け出なければならない者並びにその届出の時期に関する問題である。法第 21 条第 1 項に放射線障害予防規程を作成し届け出なければならない者とその届出時期について規定されている。届出販売業者並びに届出賃貸業者については表示付認証機器等のみの取扱者は除く規定がある。また、届出は使用等の開始前に行わなければならない。

- A : 誤 使用開始の日から 30 日以内という規定はない。新規に届け出る場合は、法第 21 条第 1 項に使用等を開始する前と規定されている。なお、30 日以内という規定は法第 21 条第 3 項の変更の場合である。
- B : 正 法第 21 条第 1 項。
- C : 正 法第 21 条第 1 項。
- D : 誤 法第 21 条第 1 項除外規定。表示付認証機器のみを賃貸する届出賃貸業者は除くとある。また、30 日以内という規定も誤りである。

問 20 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置に関する次の文章の A ～ D に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 23 条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業

者が法第24条の規定により講じなければならない措置は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、**A**への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線に被ばくする**B**業務への配置転換等の措置を講じ、必要な**C**を行うこと。
- (2) 放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、**D**、医師による診断、必要な**C**等の適切な措置を講ずること。』

	A	B	C	D
1 管理区域		おそれの少ない	教育訓練	放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ
2 管理区域		おそれのない	保健指導	放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ
3 管理区域		おそれの少ない	保健指導	遅滞なく
4 放射線施設		おそれのない	教育訓練	放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ
5 放射線施設		おそれの少ない	教育訓練	遅滞なく

〔解答〕3

〔解説〕則第23条（放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置）

則第23条に対する穴埋め問題である。

問21 次のうち、許可使用者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素等の種類及び数量
 B 使用（詰替えを除く。）に係る放射性同位元素の種類及び数量
 C 保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量
 D 廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の種類及び数量

1 ABDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

〔解答〕2

〔解説〕法第25条（放射線障害の防止に関する記帳義務）、則第24条（放射線障害の防止に関する記帳）

許可使用者が備えるべき帳簿に関する問題である。法第25条第1項各号には許可届出使用者が備えるべき帳簿、則第24条第1項第1号にはその細目が定められている。また、法第25条第2項には届出販売業者及び届出貯蔵業者が備えるべき帳簿、則第24条第1項第2号にはその細目が定められている。

A：正 則第24条第1項第1号イ。

B: 正 則第24条第1項第1号ハ。

C: 誤 則第24条第1項第2号ニには、保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量については、届出販売業者及び届出貯蔵業者が備えるべき帳簿と定められており、許可使用者ではない。

D: 誤 則第24条第1項第2号ヘには、廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の種類及び数量については、届出販売業者及び届出貯蔵業者が備えるべき帳簿と定められており、許可使用者ではない。

問 22 合併等に関する次の文章の [A] ~ [C] に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第26条の2 許可使用者である法人の合併の場合（許可使用者である法人と [A] 法人とが合併する場合において、許可使用者である法人が [B]。）又は分割の場合（当該許可に係るすべての放射性同位元素又は放射線発生装置及び放射性汚染物並びに [C] を一体として承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該放射性同位元素若しくは放射線発生装置及び放射性汚染物並びに [C] を一体として承継した法人は、許可使用者の地位を承継する。』

[A]	[B]	[C]
1 許可使用者でない	存続する場合に限る	使用施設等
2 届出使用者である	存続する場合に限る	貯蔵施設
3 許可使用者でない	存続するときを除く	使用施設等
4 届出使用者である	存続するときを除く	貯蔵施設
5 許可使用者でない	存続するときを除く	貯蔵施設

〔解答〕3

〔解説〕法第26条の2（合併等）第1項

法第26条の2第1項に対する穴埋め問題である。則第24条の3に合併に係る申請書等について定められている。

問 23 密封された放射性同位元素（表示付認証機器又は表示付特定認証機器に装備されているものを除く。）の譲渡し、譲受け等の制限に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

A 許可使用者が、その許可証に記載された種類の放射性同位元素を、輸出した。

B 届出使用者が、その届け出た種類の放射性同位元素を、他の許可使用者に譲り渡した。ただし、譲り渡す放射性同位元素は、譲り受ける許可使用者の許可証に記載された種類であり、か

つ許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内であるものとする。

C 販売の業を廃止した届出販売業者が、その販売の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を、販売の業の廃止の日から 40 日後に輸出した。

D 届出賃貸業者が、その届け出た種類の放射性同位元素を、譲り受けた。

1 ABC のみ 2 ABD のみ 3 ACD のみ 4 BCD のみ 5 ABCD すべて

〔解答〕 2

〔解説〕 法第 29 条（譲渡し、譲受け等の制限）、則第 27 条（譲渡しの制限）

密封された放射性同位元素の譲渡し、譲受け等の制限に関する問題である。法第 29 条には放射性同位元素の譲渡し、譲受け可能な場合について定められている。同条第 6, 7, 8 号にはそれぞれ「許可を取り消された場合」、「使用または業を廃止した場合」、「死亡または解散した場合」を譲渡し、譲受け可能な場合として定められているが、それらの場合、「許可の取り消しの日」「廃止の日」「死亡または解散の日」から 30 日以内に所持している放射性同位元素を譲渡しなければならないと則第 27 条に定められている。

A : 正 法第 29 条第 1 号。

B : 正 法第 29 条第 2 号。

C : 誤 法第 29 条第 7 号、則第 27 条。廃止した日から 30 日以内に譲渡しなければならない。

D : 正 法第 29 条第 4 号。

問 24 所持の制限に関する次の記述のうち、放射性同位元素を所持することができる場合として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

A 届出使用者の従業者がその職務上放射性同位元素を所持する場合

B 届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素をその届け出た貯蔵施設の遮蔽能力の範囲内で所持する場合

C 表示付認証機器について認証条件に従った使用、保管又は運搬をする場合

D 届出販売業者がその届け出た種類の放射性同位元素を運搬のために所持する場合

1 ACD のみ 2 AB のみ 3 AC のみ 4 BD のみ 5 BCD のみ

〔解答〕 1

〔解説〕 法第 30 条（所持の制限）、則第 28 条（所持の制限）

放射性同位元素の所持の制限に関する問題である。どのような者が、どのような条件において、放射性同位元素を所持できるかが問われており、法第 30 条の各号をよく押さえておく必要がある。

A : 正 法第 30 条第 12 号。

B : 誤 法第 30 条第 2 号。遮蔽能力ではなく貯蔵能力である。

C : 正 法第 30 条第 5 号。

D : 正 法第 30 条第 3 号。

問 25 危険時の措置に関する次の文章の **A** ～ **D** に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 33 条 許可届出使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性 **A** に関し、**B** のおそれがある場合又は **B** が発生した場合においては、直ちに、原子力規制委員会規則で定めるところにより、**C** の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を **D** に通報しなければならない。』

	A	B	C	D
1	廃棄物	放射線障害	応急	原子力規制委員会
2	廃棄物	紛失等	応急	警察官又は海上保安官
3	廃棄物	放射線障害	取扱いの制限	原子力規制委員会
4	汚染物	紛失等	取扱いの制限	警察官又は海上保安官
5	汚染物	放射線障害	応急	警察官又は海上保安官

〔解答〕 5

〔解説〕 法第 33 条（危険時の措置）

法第 33 条第 1 項、同第 2 項に対する穴埋め問題である。因みに則第 29 条（危険時の措置）第 1 項に、危険時に講じなければならない応急の措置の具体的な措置内容について「通報に関する事」「避難に関する事」「被ばくのおそれがある者の避難に関する事」「汚染の防止・除去に関する事」「立入禁止の措置に関する事」「その他」が定められている。また、則第 29 条第 2 項には緊急作業に従事する者についての、「遮蔽に関する事」「作業時間に関する事」「被ばく線量限度に関する事」が定められている。

問 26 放射線取扱主任者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素のみを診療のために使用するときは、放射線取扱主任者として放射線取扱主任者免状を有していない薬剤師を選任することができる。
- B 表示付認証機器のみを業として販売するときは、放射線取扱主任者の選任を要さない。
- C 放射線発生装置のみを研究のために使用するときは、放射線取扱主任者として第 1 種放射線取扱主任者免状を有している者を選任しなければならない。
- D 10 テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを販売するときは、放射線取扱主任者として第 3 種放射線取扱主任者免状を有している者を選任することができる。

1 ABC のみ 2 AB のみ 3 AD のみ 4 CD のみ 5 BCD のみ

〔解答〕 4

〔解説〕 法第 34 条（放射線取扱主任者）、則第 30 条（放射線取扱主任者の選任）

放射線取扱主任者の選任に関する問題であり、免状の種類とその適用範囲、免状無しで選任できる場合とその職種が問われている。法第34条には前述の内容と選任の届出期間について定められている。同条第1項には、免状を所持していない場合であっても、放射性同位元素または放射線発生装置を「診療のために用いるときは医師又は歯科医師を」、「医薬品等の製造所において使用するときは薬剤師を」放射線取扱主任者として選任することができると定められている。

- A：誤 法第34条第1項。放射性同位元素を診療のために使用する場合は、免状を有していない医師又は歯科医師を選任することができる。
- B：誤 法第34条第1項第3号。届出販売業者は放射線取扱主任者を選任しなければならない。表示付認証機器届出使用者の場合は、放射線取扱主任者の選任の必要はない。
- C：正 法第34条第1項第1号。放射線発生装置を使用する者は、特定許可使用者である（法第12条の8第1項）。また研究目的の使用の場合、免状を所持していない医師若しくは歯科医師、又は薬剤師を選任することはできない。
- D：正 法第34条第1項第3号。表示付特定認証機器ではない放射性同位元素のみを販売するので届出販売業者に該当する（法第4条第1項）。よって、第3種放射線取扱主任者免状を有する者を選任することができる。

問27 密封された放射性同位元素を診療のためのみに使用している届出使用者において、放射線取扱主任者が海外出張することになった。当該放射線取扱主任者がその職務を遂行することはできないが、放射性同位元素の使用を継続することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 出張の期間が30日であったので、放射線取扱主任者免状を有していない医師を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から10日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- B 出張の期間が30日であったので、第2種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から10日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- C 出張の期間が5日であったので、第3種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
- D 出張の期間が2日であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

〔解答〕1

〔解説〕法第34条（放射線取扱主任者）、法第37条（放射線取扱主任者の代理者）、則第33条（放射線取扱主任者の代理者の選任等）

放射線取扱主任者の代理者の選任に関する問題である。放射線取扱主任者が職務を遂行できない場合は法第37条第1項に基づき、遂行できない期間の長さに関係なく代理者を選任しなければならぬ

い。また、職務を遂行できない期間が 30 日以上の場合には、法第 37 条第 3 項及び則第 33 条第 3 項の規定に基づき、代理者を選任した日から 30 日以内に原子力規制委員会に届け出なければならない。代理者として選任できる放射線取扱主任者の種別は、法第 37 条第 2 項に基づき、法第 34 条第 1 項に規定されている放射線取扱主任者の種別が準用される。密封された放射性同位元素を使用している届出使用者の場合、法第 34 条第 1 項第 3 号に基づき、いずれの種別の放射線取扱主任者でも代理者に選任できる。また、放射性同位元素または放射線発生装置を診療のためのみに用いる場合、法第 34 条第 1 項に基づき、医師又は歯科医師を代理者に選任することができる。

- A : 正 法第 34 条第 1 項、法第 37 条第 3 項。診療のためのみに使用しているので、医師を代理者に選任できる。また、出張の期間が 30 日以上なので、代理者を選任した日から 30 日以内に届け出なければならない。
- B : 正 法第 34 条第 1 項第 3 号、法第 37 条第 3 項。届出使用者なのでいずれの種別の放射線取扱主任者でも代理者に選任できる。また、出張の期間が 30 日以上なので、代理者を選任した日から 30 日以内に届け出なければならない。
- C : 正 法第 34 条第 1 項第 3 号、則第 33 条第 3 項。届出使用者なのでいずれの種別の放射線取扱主任者でも代理者に選任できる。また、出張期間が 30 日に満たないので届出は不要である。
- D : 誤 法第 37 条第 1 項、則第 33 条第 3 項。出張期間が 30 日に満たないので届出は不要であるが、期間の長さに関係なく代理者の選任は必要である。

問 28 特定放射性同位元素防護管理者の要件として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 事業所等において特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理できる地位にある者であること。
- B 放射性同位元素の取扱いに関する一般的な知識を有する者であること。
- C 特定放射性同位元素の防護に関する業務に管理的地位にある者として 1 年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。
- D 第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者であること。(ただし、特定放射性同位元素を診療のために用いるときは医師を含む。)

1 ABC のみ 2 ABD のみ 3 ACD のみ 4 BCD のみ 5 ABCD すべて

〔解答〕 1

〔解説〕 法第 38 条の 2 (特定放射性同位元素防護管理者)、則第 38 条の 4 (特定放射性同位元素防護管理者の選任)、則第 38 条の 5 (特定放射性同位元素防護管理者の要件)

特定放射性同位元素防護管理者の要件に関する問題である。則第 38 条の 5 に特定放射性同位元素防護管理者の要件が定められているのでよく押さえておくこと。また、特定放射性同位元素防護管理者は特定放射性同位元素防護管理者定期講習を特定放射性同位元素防護管理者に選任された日から 1 年以内に、その後は、前回の防護管理者定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日か

ら 3 年以内に受講をする必要があることも併せて覚えておく（則第 38 条の 7（特定放射性同位元素防護管理者定期講習））。

- A : 正 則第 38 条の 5 第 1 号。
- B : 正 則第 38 条の 5 第 2 号。
- C : 正 則第 38 条の 5 第 3 号。
- D : 誤 定められていないので間違いである。

問 29 許可届出使用者等の責務に関する次の文章の [A] ～ [C] に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 38 条の 4 許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、この法律の規定に基づき、原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、[A] 及び特定放射性同位元素の防護に関し、業務の [B]、[C] の充実その他の必要な措置を講ずる責務を有する。』

	A	B	C
1	放射性同位元素の取扱い	継続	教育訓練
2	放射線障害の防止	継続	放射線障害予防規程
3	放射線障害の防止	継続	作業環境
4	放射線障害の防止	改善	教育訓練
5	放射性同位元素の取扱い	改善	作業環境

〔解答〕 4

〔解説〕 法第 38 条の 4（許可届出使用者等の責務）

法第 38 条の 4 に対する穴埋め問題である。法第 38 条の 4 は法改正（2019 年 9 月 1 日施行）により新設された「第 6 章 許可届出使用者等の責務」に関する条文であり、事業所の安全管理に対し継続的な業務の改善を目指すものである。これに伴い、放射線障害予防規程に定めるべき項目として「放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること（特定許可使用者及び許可廃棄業者に限る。）」が追加された（則第 21 条第 1 項第 15 号）。

問 30 報告の徴収に関する次の文章の [A] ～ [C] に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 39 条

- 2 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者（法第 28 条第 7 項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者を [A]。）は、別記様式第 55 による報告書を [B] までの期間について作成し、当該期間の経過後 [C] 以

内に原子力規制委員会に提出しなければならない。』

A	B	C
1 含む	毎年 1 月 1 日からその年の 12 月 31 日	3 月
2 除く	毎年 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日	3 月
3 含む	毎年 1 月 1 日からその年の 12 月 31 日	30 日
4 除く	毎年 1 月 1 日からその年の 12 月 31 日	3 月
5 含む	毎年 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日	30 日

〔解答〕 2

〔解説〕 則第 39 条（報告の徴収）第 2 項

則第 39 条第 2 項に対する穴埋め問題である。報告の徴収に関する放射線管理状況報告書（別記様式第 55）について問われている。放射性同位元素等規制法の規制を受ける事業所は、放射性同位元素等の保管の状況、放射線業務従事者の被ばく線量などをまとめた「放射線管理状況報告書」を毎年度、提出することと定められている。